

すべての人に公平でわかりやすい医療制度の確立を目指しています

すでにご自宅に案内が届いていたり、あるいは病院に貼られているポスター等でごぞんじだと思えますが、来月1日から、現行の老人保健制度が新しく後期高齢者医療制度に変わります。超高齢化へと突き進む日本の将来を見据えた今回の改革は、すべての人に公平でわかりやすい医療制度の確立を目指すものであり、高齢者の暮らしに配慮した仕組みの導入、そして在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、さまざまな目的を持ったものです。現在、該当する高齢者の方、そしていずれは後期高齢者医療制度を受けられる方も、この機会にきちんと制度を把握しておきましょう。

覚えておきたい、3つのポイント

変わります!

新しく被保険者となる方

- ◎75歳以上の方(75歳の誕生日から資格を取得)
- ◎65~74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方(認定日から資格取得)

これらの方々は、現在加入中の国民健康保険または被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。現在の老人保健制度ですでに障害認定を受けている65~74歳の方は、この制度を新しく運営する「大阪府後期高齢者医療広域連合」の障害認定を受けたものとみなされますが、平成20年3月末までに障害認定の撤回を申し出られた場合には、後期高齢者医療制度には移行しません。お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご相談ください。



届きます!

被保険者証の交付

- ◎3月中に被保険者証が送付されます

新制度の被保険者となる方へは、3月中に新しい被保険者証が送付されます。万が一、被保険者証が届かない場合はお住まいの市町村の担当窓口までご連絡ください。また、4月以降に新たに被保険者となる方には、75歳の誕生日までに送付されます。なお、後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入していた被保険者証は使えませんがご注意ください。



変わりません!

医療機関で治療を受けるとき

- ◎患者負担の割合=1割(ただし、現役並み所得者は3割)
- ◎療養の給付を受けるためには、被保険者証の提示が必要です

医療機関等で病気やけがの治療を受ける際は、これまでの老人保健制度と同様、医療費の一部を負担していただきます。療養の給付のほか、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費などの給付が受けられます。



● 現行制度（老人保健制度）と新制度（後期高齢者医療制度）の比較

	現行 (老人保健制度)	平成20年4月から (後期高齢者医療制度)
対象者	75歳以上の方、65歳から74歳で一定の障害がある方	同左
運営主体	各市町村	大阪府後期高齢者医療広域連合
保険料の負担	老人保健制度としての保険料の負担はない (加入している医療保険の保険料を負担する)	後期高齢者医療制度の保険料を負担する
保険料の納入方法	(加入している医療保険の方法による)	原則として、年金から天引き
患者負担	1割負担 (一定以上所得者のいる世帯の方は3割負担)	同左

後期高齢者医療制度が 必要なワケ

少子高齢化が急速に進展し、高齢者の医療費が増加の一途をたどっています。また医療の高度化も進み、医療保険制度の財政は年を重ねるごとに圧迫されています。そこで将来にわたってだれもが安心して医療を受けることができる医療制度を維持していくためには、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度を確立する必要があるのです。

● 保険料はどのようなもの？

◎ 保険料は、被保険者全員に等しく課される被保険者均等割額と、被保険者の所得に応じて課される所得割額の合計額となります。

- 大阪府内の被保険者均等割額は年額47,415円です。
- 所得割額は、「公的年金所得等の合計(総所得金額等)から基礎控除額(33万円)を控除した額×8.68%」です。
- 保険料の賦課限度額は50万円(年額)です。
- 保険料は2年ごとに改定されます。

一定所得以下の世帯に属する方は、所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等と軽減割合

- 【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯…………… 7割軽減
- 【基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯…………… 5割軽減
- 【基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数】を超えない世帯…………… 2割軽減

公的年金所得等の算定方法

- (1) 公的年金所得 → 年金収入金額 - 公的年金等控除額
- (2) 給与所得 → 給与収入金額 - 給与所得控除額
- (3) 事業所得等 → 収入金額 - 必要経費

● 年金収入額と保険料

	後期高齢者単身世帯(円)			後期高齢者夫婦2人世帯(円)					
	120万	180万	240万	夫 120万	妻 50万	夫 180万	妻 50万	夫 240万	妻 50万
年金収入額	120万	180万	240万	夫 120万	妻 50万	夫 180万	妻 50万	夫 240万	妻 50万
所得割額①	0	23,436	75,516	0	0	23,436	0	75,516	0
均等割の軽減割合	7割軽減	2割軽減	なし	7割軽減		5割軽減		なし	
軽減後の均等割額②	14,224	37,932	47,415	夫 14,224	妻 14,224	夫 23,707	妻 23,707	夫 47,415	妻 47,415
保険料総額①+②	14,224	61,368	122,931	28,448		70,850		170,346	

※所得割額・均等割額の1円未満の端数は切り捨てます。

● 社会保険の被扶養者も保険料を払うの？

◎ 被保険者一人ひとりの方に保険料を負担してもらいますが、一定の軽減があります

これまで被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方も、後期高齢者医療制度では保険料を負担する必要があります。ただし、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入してからの2年間は所得割額は課されず、被保険者均等割額も5割軽減されます。なお、特例として、平成20年4月から9月までの半年間は保険料が無料となり、また同年10月から平成21年3月までの半年間は均等割額の9割が軽減されます。

● 保険料はどのように納めるの？

◎ 原則として年金から天引きされます

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から天引き(特別徴収)となります。ただし、年金額が年額18万円未満の方などは、納入通知書(納付書)や口座振替等で納めることになります。

● お問い合わせ ●

大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028
 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号
 (中央大通FNビル8階)
 資格管理課、給付課 ☎06-4790-2028
 総務企画課 ☎06-4790-2029
 FAX06-4790-2030(共通)
 URL <http://www.kouikirengo-osaka.jp>
 または、お住まいの市町村の担当窓口

●インクルージョン・ミーティングVol.4

今年は、「ソーシャル・インクルージョン」をテーマにしています。

ソーシャル・インクルージョンとは
社会全体の中に、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込んでいこうという考え方です。

平成19年度 第3回社会福祉講演会

「障害者が地域を変える」②

～差別をなくすための千葉県条例に学ぶ～



講師◎毎日新聞社夕刊編集部部長、
全日本手をつなぐ育成会理事、
千葉県障害者差別をなくすための研究会座長

野沢 和弘

研究会の立ち上がりは、それこそ苦勞話のオンパレードでした。もう、愚痴と抗議のぶつけ合いなのです。さすがにこれでは議論にならないと感じ、実際に現場でどんな差別があるのか、県民から事例を募集しようじゃないかという話になりました。そして気がついたときには800を超える事例が集まっていたのです。それを分野毎に分類し、29人の委員がそれぞれ担当を決めて、これは差別なのかどうなのか、差別だとするとなぜこういうことが起きるのか、そして解消するにはどうしたらいいのかというのを、小さなグループで話し合うところから始めました。

集まった事例で、一番多かったのは教育分野。

ある重い障害を持った子が授業中にクレヨンを床に落としてしまったのです。しかしその子は体に障害があるのでクレヨンが拾えない。隣の子が拾ってあげようとしたら、先生がやめろと言ったそうです。というのは、他の子には迷惑を掛けたくないという条件で入学を許可したからだと言うのです。で、その子のお兄ちゃんが別の教室で授業を受けているのを呼び出して、「君の弟が落としたのだから、家族内で解決しなさい」と言ってお兄ちゃんに拾わせたそうです。あまりにもひどい話ですね。

また労働分野ではこんなことも。

耳の不自由な方の入社を認めるけれども、会社の秘密を守らなければいけないことを理由にして、会議の場に手話通訳を入れない。そうすると、その方は会議にいても実質的には議論に参加できないわけです。まったく不思議な話ですね。

そして意外に多かったのは医療機関。

特に自閉症とか発達障害、ADHDとかそういう子がなかなか診察できないということで、治療拒否されてしまうケースが多く「こんな落ち着かない子は親のしつけが悪いからだ。ちゃんと座っていられるようになってからもういちど来い」と言われるとか、読むに堪えないようなひどい言葉を投げつけられたという意見がいっぱいありました。

そして、これは事例ではないのですが、障害に関することでこんな辛い話もありました。

ある中学生の男の子が電信柱で首を吊って自殺してしまいましたが、勉強はできて、しっかりした優しい子

だということです。だけど時々忘れ物をしたり、洗濯をしていない服を着ていたりして、小学校のころから臭い、汚い、貧乏といじめられ続けたということです。なんだかおかしいと思っていたら、ご両親に軽い知的障害があり、一生懸命世話をするのですが、その障害ゆえに苦手なところがあって、洗濯しない服を着せてしまったり、忘れ物をさせてしまったりするのです。親はそれなりに一生懸命やっているのです。けれどもそのつけが全部その子にいられたのです。最初はなぜいじめられるのかわからない。でも思春期を迎える頃には、その疑問符の先にご両親の知的障害が見えてくるわけです。その子には小さな弟たちが二人いるらしいのですが、ある頃からお年玉で貯めた20万円を持って、「休みの日ぐらいはお父さん、お母さんを楽にさせたい」と、弟たちを連れて遊園地に出掛け、いろいろな乗り物に乗せては日が暮れるまで過ごして帰るようになりました。弟たちに楽しい思い出をいっぱい作ってあげてたんです。その20万円が全部なくなった日、彼はロープを持って家を出ました。遺書も残っているのですが、そこには「お父さん、お母さん、僕を生んでくれてありがとう。僕はお父さんとお母さんの子どもに生まれてきて幸せでした。これからは空から見守っているからね」と書かれていたそうです。

自分たちが作ろうとしている条例は、障害者の差別をなくすための条例ですが、これは決して障害者のためだけではないと思うのです。この時代に生きるすべての子どもたち、すべての人々にとって必要な条例であるとともに、それぞれの違いをきちんと認め合って、むしろその違いを尊んだり、あるいは違うことを楽しんだりする精神を社会のど真ん中に据えていかなければ、これからの成熟した社会なんて築いていけないと感じるようにもなりました。

そして、丸一年かけて作った条例の原案を、いよいよ議会に提出する時がやってきたのです。(次回につづく)